㊞

八 監 第 ４ ７ ０ 号
令 和 ３ 年 ３ 月 １ ８ 日

八千代市監査委員　江　頭　博　彦

八千代市監査委員　大　谷　益　世

八千代市監査委員　嵐　　芳　隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第１９９条第１項，第２項及び第４項の規定による子ども部の監査を行ったので，次のとおり公表します。

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による定期監査並びに同条第２項の規定による行政監査

２　監査の対象機関

子ども部

⑴　子育て支援課（児童会館を含む。）

⑵　子ども保育課（保育園及び子ども支援センターすてっぷ２１を含む。）

⑶　子ども福祉課（子ども相談センターを含む。）

⑷　母子保健課

３　監査の範囲

令和２年度（令和２年１２月末現在）における子ども部の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

４　監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

５　監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

６　監査の期間

令和２年１２月１４日から令和３年３月１７日まで

第２　監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的にのっとって執行されており，おおむね適切であると認められた。